

あいち「ツウ」リズム推進事業委託業務 仕様書

1 概要

「あいち『ツウ』リズム」とは、本県の観光振興のコンセプトであり、愛知ならではの地域資源を、誰でも、何度でも楽しめる奥深い「ツウ」な魅力として磨き上げ、観光コンテンツとしての付加価値を高めることを目指すものである。「あいち観光戦略 2024-2026」においても、基本方針のひとつとして「高付加価値化の推進」を掲げているところである。

そこで、観光関連事業者（旅行会社、宿泊事業者、体験事業者、広告・企画会社等を想定）から、地域に入り込んだ観光コンテンツ（例：地域の食文化を家主と共に体験する古民家宿泊プラン、獣害現場の見学とジビエ料理体験等）や、ナイトタイムエコノミーにつながる観光コンテンツ（例：普段は実施していない特別な場所でのディナーイベント、料亭での芸妓とのお座敷遊び体験等）を募集し、セミナーや広告支援を行う。

なお、2024年度は、特に「食（食材、調味料、飲料等）」を含んだ高付加価値な観光コンテンツを重点的に支援することとする。

【想定している、「食」を含んだ高付加価値な観光コンテンツの例】

特別感、限定感、高級感、地域密着感などを感じられる、観光客を対象にした、以下のようなコンテンツを想定している。

- ・ 地域の食文化を家主と共に体験する古民家宿泊プラン
- ・ 普段は実施していない、特別な場所でのディナーイベント
- ・ オリジナルビールの醸造体験

2 業務内容

(1) セミナーの開催

「食」を含んだ高付加価値な観光コンテンツを既に実施、もしくは今後、実施を検討している事業者を対象に、以下の要領で説明会を開催すること。

開催時期	契約締結後、速やかに
会場	提案による
開催場所と回数	名古屋1回
開催形式	ハイブリッド形式 (会場での開催の模様をオンラインで配信)
内容	① 高付加価値な観光コンテンツの造成方法と販売方法の説明 (説明内容の質を担保するため、適切な専門家をスピーカーとして選任すること) ② 本支援事業の説明
参加者募集方法	提案による

(2) 支援コンテンツの募集・選定

(3) の支援を受けようとする事業者を募集し、その内容を審査して支援対象コンテンツを5コンテンツ程度、選定すること。募集要項や申請書様式、審査基準は、県と協議の上、受託者において作成すること。なお、観光コンテンツの販売、予約、催行、精算等に係る一切の事務は、当該コンテンツの提供事業者が行うことを想定している。

(3) 支援プランの作成と実施

支援対象コンテンツの提供事業者と協議の上、予算の範囲内で支援プランを作成し、実施すること。なお、作成に当たっては、適宜、県と協議すること。また、委託料のうち、442万5,032円以上を支援経費に充当すること。

【想定している支援プランの例】

支援対象コンテンツの内容等に応じて、以下のような支援を行うこと。

- ・ 広告支援
OTAでの特集記事掲載・クーポン配信、ウェブ広告、SNS広告配信 等
- ・ PR支援
テレビ番組とのタイアップ、インフルエンサーとのタイアップ 等
- ・ 販路開拓支援
本県が実施する他の販売事業（「旅ろっ、愛知」「ジブリパークのある愛知への旅等」）への展開支援、OTAへの掲載支援、旅行会社への紹介 等

(4) 販売実績の確認

支援対象コンテンツの支援開始後、支援対象コンテンツの提供事業者を確認し、1か月ごとに販売実績を報告すること。

(5) 報告書の作成

(1) から (4) の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

3 業務スケジュール

	6月	7月	8月	…	3月
契 約	契約				
説 明 会	募集	実施			
選 定	要綱等作成	選定			
支 援			プラン作成 支援実施	→ 販売実績確認	支援終了
報 告 書					提出

4 成果物の提出

成果物：実施報告書（紙媒体10部、電子ファイル一式）

納入期限：2025年3月10日（月）

納入場所：愛知県観光コンベンション局観光振興課

5 留意事項

- (1) 各業務上で必要となる募集や各関係者へのアポイントメントは、全て受託者の責任において行うこと。
- (2) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本県に移転すること。受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。
- (6) 本県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- (7) 各業務に係る調整、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て委託金額に含む。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本県が承諾した場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (10) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) 受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。